保保止指更障障び行青

建

右県同特政

±

	地改良区の定款変更の認可 (県 民 局) … 宍 (東 青 地 域) … 宍	地改良区
郷土こ名誉と誇りをもたらした事績まことに顕著であり 第八十匹回選抜高等学校野球大会において、善戦敢闘:	機関	出 先
光星	設業者の許可の取消し	設業者(
	; ; !	
平成二十四年四月十日に行った褒賞	営土地改良事業計画の決定(農村整備課) 五	宫土地
青森県知事	法第十条第二項の規定による公告(文 化 課) … 五 (県 民 生 活) … 五	法第十2
平成二十匹年匹月十三日	定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する	定非當
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表 (総務学事課) ¤	付調達!
り次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定と青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五0	告	公
	安林の指定施業要件の変更 (同) 🗵	女林の比
	定(林 政 課) 四	安林の指定
	(同)二	の届出.
告	定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃	定障害
	(同)ニ	の届出
あっせん員修祉者の日名等	害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称の変	害者自立
うった。いまなを出るすったってき	害者自立支援法による自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 二	害者自立
労働委員会	試験事務を取り扱う事務所の所在地変更の届出 (同) 二	試験事業
1	政書士法による指定試験機関の主たる事務所の所在地及	政書士:
なハ団体 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることが	森県褒賞規則により褒賞された者(総務学事課) │	 科 県 褒 党
	示	告
	次	
職員の給与に関する条例第二十五条の規定に基づき	(金曜日)	
教育委員会	リス 本 平成二十四	
土地改良区の役員の就任	まと木 まて 「QQ」 第三千五百二十六号	

(県上 民北 民地 (県下 民北 局域 局域 Ξ :

に基づき市町村

.....(職員福利課) ...

することができ

.....(事 務

局

:

L

事

務

局) : 八

条の規定により告示する。 則第十五号) 第二条第一項の規定によ

光星学院高等学校硬式野球部こうとうがっこうこうしき やきゅうぶ

Ξ

村

申

吾

善戦敢闘よく準優勝の偉業を成し遂げ

者であります。

青森県告示第三百三十三号

り公示する。 験事務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定によ 機関財団法人行政書士試験研究センターから次のとおり主たる事務所の所在地及び試 行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第四条の四第二項の規定により、 指定試験

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

変更しようとする年月日 東京都千代田区一番町二五

平成二十四年四月二十三日

青森県告示第三百三十四号

号の規定により公示する。 自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、

平成二十四年四月十三日

青

青森県知事 Ξ 村 申 吾

"	のも	八戸市東白山台三丁目二〇の七	八戸市東	アイセイ薬局白山台店
平成点。	<u> </u>	八戸市内丸三丁目五の三七の一	八戸市内	アポテック内丸調剤薬局
指定年月日	地	在	所	名称

青森県告示第三百三十五号

とおり指定自立支援医療機関 (精神通院医療) から名称を変更した旨の届出があった 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十四条の規定により、次の

ので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

変更後	変	X
後	更前	分
北中央病院のがる西北五	名	
-央病院2る西北五広域連合西	称	
丑凡儿原节等不屋田	所	
打艺术屋		在
<u>н</u> Д –] _	地
지 万 본	変更年月日	
_	· -	Ē

青森県告示第三百三十六号

たので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。 次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があっ 障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第二項の規定により、

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

会 やする る ぎ る ぎ	会 やする る ぎ き き	会 やすらぎ ぎ	名称	事指定障害
一字田ノ平一九の 八戸市大字松館	一字田ノ平一九の八戸市大字松館	一字田ノ平一九の八戸市大字松館	所 在 地	業者
生活介護	短期入所	設者身 療体 護障 施害	の† 種	ナ障 害 ご福 ス祉
松舘療護園	松舘療護園	松舘療護園	名称	行電福祉は
一字田ノ平一九の 八戸市大字松館	アロノ平一 九の アラボス アルア で かん かんり かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょく かんしゃ しんしょく かんしょく かんしゃ かんしゃ しん かんしゃ しんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ しんしゃ かんしゃ しんしゃ かんしゃ しんしゃ し	アロノ平一九のアラス	所在地	事 第 業 所 リービス事業を
"	"	三平 ・成 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	年月	·廃 止

福人社 社み会 会 の く法	人 東幸 会 法	会会福祉 人青福 協 協 議 社法	人 積 善 会 法	人昭壽 壽 会 法	人幸仁会 仁会 法	人幸 仁会 仁会 法	事 三 務 組 合 祉	事 三 務 組 合 祉	人 清 慈 会 社 法	会 人 やすら らぎ
一字大室平九一の おつ市大字奥内	二丁目二の一八戸市東白山台	目一の三 の三 四丁	目四の九 の九 四丁	三年が近十三年の日本北郡おいらせ	字平岡五六の一	字平岡五六の一	渡八八の二字倉石中市字小	渡八八の二字倉石中市字小	七の一五 田字松山下野場 八戸市大字新井	一字田ノ平一九の八戸市大字松館
生者知 施入的 設所障 更害	生者知 施入的 設所障 更害	産者知 施通的 設所障 授害	産者身 施通体 設所障 授害	生者知 施入的 設所障 更害	通生者知 所施入的 部設所障 (更害	生者知 施入的 設所障 更害	生者知 施入的 設所障 更害	産者知 施入的 設所障 授害	生者知 施通的 設所障 更害	練 機訓練
園も更知 き生的 た施障 療設害	幸 園 知 的 院 言 表 題 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	青森うとう	作設通身 業ふ所 所れ 受害 い施 さ れ が れ が れ き に れ き さ い れ う に れ う に れ う れ う れ う れ う れ う れ う れ う	か 更生的 や た た で で で で で の ま の ま の ま の で の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に る に る に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に に に に に に に に に に に に に	所部り 野生 り が が が が で で で に い に い に に に に に に に に に に に に に	き り り が い 施 に り を き き り た り た り た り た り も り も り も り も り も り も	幸更知 園 施 設 明 報 書	ま授知 ば産 を を を 設 き き き き き き き き き き き き き き う も う も う も	清岳園そら	松舘療護園
木七三の三内が	七七七代子生平四四の	字亀井二八の三青森市大字横内	字深沢一一五六	三 町浜道一三三の 上北郡おいらせ	字平岡五六の一青森市大字新城	字平岡五六の一青森市大字新城	渡八八の二字倉石中市字小	渡八八の二字倉石中市字小	森五七の七 字下名久井字高 三戸郡南部町大	ー 字田ノ平一九の 八戸市大字松館
"	"	"	"	"	"	"	"	"		"

和人社 会つる が福 る社 三法	人 大 会 福 社 法	人 大会 道 舎 法	務育・ 組合 祉 ・ 本 ・ 本 ・ も る れ う れ う れ う れ う れ う う も う も う も う も う も	務育上 組合福祉 事教	務育・ 組合 祉 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	務育上 組合福祉方 事教	人愛 生会 法	人 受 生 会 法	人愛 生会 法	会会 社 人会 福沢市社 協 議社法
字上恋塚一九。	舘野三二の一五	舘野三二の一五	蛇坂五五の八上北郡七戸町字	蛇坂五五の八上北郡七戸町字	蛇坂五五の八上北郡七戸町字	蛇坂五五の八上北郡七戸町字	四二字千代鶴一五所川原市大字	四二字千代鶴 金山字千代鶴 一	四二字千代鶴一五所川原市大字	目一一の五三沢市幸町三丁
生者知 施入的 設所障 更害	産者知 施通的 設所障 授害	産者知 施通的 設所障 授害	産者知 施通的 設所障 授害	生者知 施入的 設所障 更害	通産者知 所施入的 部设所障 (授害	産者知 施入的 設所障 授害	短期入所	通生者知 所施入的 部設所障 (更害	生者知 施入的 設所障 更害	産者知 施通的 設所障 授害
和更知 の生的 里施障 三者	作 ク ロー 所 バー	業 新 が ば こ 作	く立もく しました もっ なもっ くもっ	つ寮 からま	ん寮 が立ぎんな	ん寮 公立ぎんな	入青 所園 短期	松更知 園生的 通施設害 新青者	松更知 園生的 施 設害 青者	ドつばさ
の 字下 恋塚 一八九 九	九の七 字下松ノ木平一 上北郡野辺地町	舘野三二の一五	六九の五五 本木字西金崎三 五五 ・ 一	作田道五二の二	○の一字大浦東北町大 字大浦東北町大	〇の一字大浦字南平一 上北郡東北町大	四二字千代鶴一五所川原市大字	四二字千代鶴一五所川原市大字	四二字千代鶴 一	 字戸崎一〇一の 三沢市大字三沢
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第三百三十七号

る同条第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林として指定するので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、 同法第三十三条第六項において準用す

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

保安林の所在場所

西津軽郡鰺ケ沢町大字中村町字上山ノ井一四六の六三(次の図に示す部分に限

శ్ఠ)、一四六の九一

保安林指定の目的

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 次のとおりとする。

水産部林政課及び鰺ケ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第三百三十八号

する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。 次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

 $\stackrel{-}{\hookrightarrow}$ 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字横内字八重菊五九

保安林として指定された目的 水源のかん養

(___)

変更後の指定施業要件

 (\equiv)

立木の伐採の方法

(1)主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- <u>_</u> 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字横内字八重菊五九

保安林として指定された目的 公衆の保健

(___)

変更後の指定施業要件

 (\equiv)

- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、 定めない。
- (2)係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に
- (3)間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市

役所に備え置いて縦覧に供する。

告

公

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

況の概要を次のとおり公表する。 平成二十四年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

(

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の 規定による公告

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成二十四年四月十三日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成二十四年三月二十八日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりラジオくらぶ

Ξ 代表者の氏名

大竹 辰也

主たる事務所の所在地

四

青森市大字古館字大柳四三の三

五 定款に記載された目的

に住民が自信と誇りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。 ラジオを中心にした媒体により住民間のコミュニケーションを促進し、地域で必要 とされる情報の掘り起こしとその情報を共有する事業を通じて、地域の安全ととも この法人は、地域住民に対して、情報受発信力を身につける事業を行うとともに、

県営土地改良事業計画の決定

条第五項の規定により公告し、 宮地区の県営土地改良事業(農地整備事業(通作条件整備))計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供する。 同 若

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

縦覧に供する書類

(

6)

縦覧の期間 土地改良事業計画書の写し

六 五

取消しに係る建設業の許可

土木、ほ装、

しゆんせつ及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

取消年月日 平成二十四年三月七日

七

取消しの原因となった事実

平成二十四年四月十六日から同年五月十六日まで

Ξ 縦覧の場所

中泊町役場

県営土地改良事業計画の決定

で 形堰地区の県営土地改良事業 (ため池等整備事業 (土砂崩壊防止)) 計画を定めたの 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 同条第五項の規定により公告し、 次のとおり縦覧に供する。 桝

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧の期間 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

県

報

平成二十四年四月十六日から同年五月十六日まで

Ξ 縦覧の場所

青

森

深浦町役場

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十四年四月十三日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称

Ξ 主たる営業所の所在地 上北郡野辺地町字松ノ木一七

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一八)第五〇〇三二五号

豊和エンジニアリング株式会社

代表者の氏名 安達

> 出 先 機

関

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成二十四年二月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

土地改良区の定款変更の認可

土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月五日認可したので、同条第三項の規定に より公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、原別

平成二十四年四月十三日

東青地域県民局長

北

Щ

功

Ξ

土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 堰土地改良区の定款の変更を平成二十四年四月五日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、

平成二十四年四月十三日

上北地域県民局長

中 田

哲

土地改良区の役員の就任

により公告する。 畑土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、大 次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定

平成二十四年四月十三日

下北地域県民局長
Ę
津
秀
_

理	区役員
事	別の
畑中	氏
重宏	名
むつ市大畑町赤坂三の一	住
	所
平成詞・三二	就任の年月日

教育委員人

平成二十四年四月十三日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

囲を定める規則職員の給与に関する条例第二十五条の規定に基づき市町村が処理する事務の範

(趣旨)

(市町村が処理する事務の範囲)とする教育委員会規則で定める事務に関し必要な事項を定めるものとする。とする教育委員会規則で定める事務に関し必要な事項を定めるものとする。とする教育委員会規則で定める事務に関し必要な事項を定めるものとする。とする教育委員会規則は、職員の給与に関する条例 (昭和二十六年七月青森県条例第三十第一条 この規則は、職員の給与に関する条例 (昭和二十六年七月青森県条例第三十

とする。第二条 条例第二十五条に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務

の確認に関すること。 の確認及び住居手当の月額の決定又は改定並びに同規則第九条の規定による事後の確認及び住居手当の月額の決定又は改定並びに同規則第九条の規定による住居届に係る事実 人事委員会規則七 一〇九 (住居手当) 第六条の規定による住居届に係る事実

一 人事委員会規則七 四四 (通勤手当) 第四条の規定による通勤届に係る事実の

の確認に関すること。確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二条の規定による事後

附則

この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成二十四年四月十三日

: :

青森県選挙管理委員会委員長

Ш

村

能

人

政党以外の政治団体

松橋博秋後援会	長谷川兼己後援会	沼山喜久男後援会	現をめざす会脱原子力社会の実	会木村守男蟹田後援	伊藤良二後援会	名が対対の
松橋博秋	神 義 光	滝 沢 清 美	梅北陽子	戎 修	伊藤良二	氏代 表 名者
松橋桂子	長谷川統一	大崎忠好	梅北陽子	戎 修	伊藤花江	者会 計責 名任
つがる市富萢町藪分一七	町字米山五六西津軽郡鰺ヶ沢町大字南浮田	の三上北郡東北町字往来ノ下三一	青森市桜川三の一〇のCの六	の一東津軽郡外ヶ浜町字蟹田八一	つがる市木造照日一四の二	所 在 地

労 働 委 員 会

あっせん員候補者の氏名等

規則 (昭和二十四年中央労働委員会規則第一号) 第六十八条第一項の規定により、あっ せん員候補者を次のとおり公示する。 労働関係調整法施行令 (昭和二十一年勅令第四百七十八号) 第四条及び労働委員会

平成二十四年四月十三日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

北村真夕美	小野	石田	葛西藤八郎	鈴木パティ	山内	前田	今	赤城	大澤	石田	氏
ら 美	武司	隆志	八郎	ティ	裕幸	み き	喜典	国臣	實	恒 久	名
株式会社青森経営研究所代表取締役社長青森県労働委員会委員	三八五労働組合中央執行委員長青森県労働委員会委員	日本労働組合総連合会青森県連合会会長青森県労働委員会委員	弘前航空電子労働組合執行委員長青森県労働委員会委員	オールサンデーユニオン中央執行副委員長青森県労働委員会委員	全日通労働組合青森支部執行委員長青森県労働委員会委員	青林県労働委員会委員	青森公立大学経営経済学部教授青森県労働委員会委員	弘前大学名誉教授青森県労働委員会委員	弁護士	弁護士	職業

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行